

## 役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人リデルライトホーム(以下「法人」という。)の定款第8条に規定する役員報酬について、役員報酬の支給に関して必要な次項を定めるものである。

(決定機関)

第2条 役員報酬は、評議員会の承認を得て、理事会で決定する。

(報酬の種類)

第3条 役員報酬は、原則として、月額基本報酬とする。

2 本法人の就業規則に基づき、職員として雇用され、且つ、給与の支給を受けている役員に対しては、いかなる役員報酬も支給しない。

(月額基本報酬)

第4条 月額基本報酬は、次の役員に対し支給する。

(1) 理事長 相応額

(報酬の支給)

第5条 役員報酬は、毎月24日(その日が休日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日)とし、その月額を支給する。

2 前項の報酬は、法令等に定めるところによりその報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を当該役員の預金若しくは貯金への振込みによって支払う。

(新たに役員に任命された者の報酬)

第6条 月の初日以外の日において新たに役員に任命された者に対するその月分の報酬については、報酬の月額をその月の出勤予定日数(月の始から出勤していた場合の日数)で除して得た額に、新たに任命された日から月の末日までの出勤日数を乗じて得た額とする。

(役員でなくなった者の給与)

第7条 月の末日以外の日において退職し、又は解任されて役員でなくなった者に対するその月分の報酬については、その月分の報酬の月額をその月の勤務日数で除した額に、月の初日からその者が退職し、又は解任された日までの日数を乗じて得た額を支給する。

(端数処理)

第8条 この規定に定めるところによる報酬の計算において一円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この改定規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 役員報酬額算定調書

社会福祉法人リデルライトホーム定款第8条の規定に従い、理事長の役員報酬額は出勤日数に応じて下記のとおり決定する。なお、本支給は、平成27年5月26日開催の評議員会及び理事会の承認を得て行うものである。

氏名 小笠原嘉祐（おがさわら よしすけ）

支給額 月額 129,000円

※ 計算式 1床 5,000円 × 129床 × 出勤日数 週に1日(5分の1)

支給開始日 平成27年5月1日

その他 源泉税徴収は、2ヶ所以上から所得が発生していることから「乙」扱いとする。

平成27年5月26日  
理事長 小笠原嘉祐